

# 団体戦要項・個人戦要項

令和5年4月  
草加市卓球連盟

## 【総則(ルール)】

- 第1条 本連盟の主催する大会の競技は、本要項をもって施行する。  
第2条 試合方法、順位決定は原則として「日本卓球ルール」に準ずる。  
第3条 ボールは大会本部指定の公認球を使用する。

## 【団体戦要項】(前後期団体戦のみ適用)

- 第4条 団体戦参加資格
- (1) 出場クラブの会員であり、クラブを通じて草加市卓球連盟に登録していること。
  - (2) 年度中に市外に住所変更した場合でも、その年度のみ同条件で継続出場は可能である。
  - (3) 個人移籍の場合は、年度替わり時より出場可とする。

## 【編成基準、並びに制限】

- 第5条 1チームの出場選手定数は4名～7名までとする。  
市外登録者の出場は2名までとする。(交替出場は可とする)
- 第6条 男女とも1部1ブロック、2部2ブロック、以下その倍数をブロックの編成とするが参加チーム数により変更することもある。
- 第7条 1ブロックのチーム数は原則として5チームとする。但し、エントリー数により各部のブロック数及びチーム数は増減させることもある。
- 第8条 試合はランク別・リーグ戦とする。次回は順位により編成入れ替えを行う。
- 第9条 1チーム以上出場のクラブは強チーム順にA、B・・・として申し込むこと。
- 第10条 試合開始時3人しか居ない場合は(2名不可)オープン試合とする。  
【特例】大会当日会場で、怪我等不慮の事故で1名が出場出来なくなり3名になった場合は1番を負けとしたオーダーを作成し試合は成立する。(審判長判断)
- 第11条 複数チーム出場のクラブで3名になった場合に限りクラブ同士の下位ランクより各1名を上位ランクへの当日の応援移行は可とし試合も正常に成立する。但し、上位から下位へは不可とするが同一ランクの移行は可とする。4名で成立している場合は移行出来ない。この旨は開会式前に審判長に届け出る事。又、試合開始後は認めない。団体戦はクラブ間での選手の貸し借り認めない。

## 【各部の昇降基準】

- 第12条 各ブロックに於いて優勝したチームは次期より昇部する。但し、チームの増加、脱会、不参加等により各部の編成に困難が生じた場合は各部の中の成績を基に2位チームが昇部することもある。
- 第13条 リーグ戦における降部は次の優先順位で決定する。
- (1) エントリーしなかったチーム
  - (2) 棄権したチーム
  - (3) 不成立試合(オープン試合)のチーム
  - (4) 各ブロックの成績が最下位のチーム

(5) (4)までで満たないときは、各部のブロックで最下位に準ずるチームで勝率の低いチームが降部する。

第14条 新規加盟チームは最下部のブロックに属する。チーム名変更及びクラブ再編成の場合は連盟に一任とする。

#### 【個人戦要項】

第15条 個人ダブルス戦において他チームのメンバーと組んでもかまわないが、必ずチーム責任者の了解を得る事。又、試合当日パートナーが棄権の場合、別のパートナー(当日エントリーも認める)と組んでもかまわないが開会式前に審判長に届け出る事。  
ラージボール以外のダブルス戦は性別を越えての出場は認めない。  
シングルス戦も認めない。

#### 【罰則】

第16条 不適合項目が発覚した場合は、個人もしくは各クラブの出場停止もあり得るので、各クラブ及び個人共十分考慮して選手編成を行う事。

#### 【附則】

##### 1. 競技会の注意事項

- (1) 試合出場選手は、登録所属チーム及び個人名が明記されたゼッケンを着用する事。
- (2) リーグ戦において、各ブロックの1番のチームは、そのブロックの責任者として試合進行の任にあたる。

##### 2. 結果報告

- (1) 試合成績については、対戦表に記入して報告する。
- (2) 試合成績はポイント数まで記入する事。
- (3) すべての対戦が終了した時点でブロックの責任者は対戦表の記録に間違いがないかを確認し、結果を競技進行役員に速やかに報告する。